

令和6年度第2回地方独立行政法人名護市行政事務機構評価委員会
議 事 録

日時：令和6年11月8日 14:00～16:00

場所：名護市役所庁議室

	出席委員等	欠席委員等
委員	嘉手苺 健（委員長） 宮城 弘子（副委員長） 大城 美樹雄 与那国 かおり 比嘉 幹和	
事務局	比嘉 史（市民課長）	
関係者	末吉 業立（法人理事長） 高良 美夏（法人事務局長） 須藤 望（法人上席主任） 山入端 章子（法人事務局主事）	

1 次第

(1) 議事

- ① 役員報酬等の支給基準について
 - ② 地方独立行政法人名護市行政事務機構令和7年度年度目標について
- (2) その他

2 議事要旨

(1) 議事

- ① 役員報酬等の支給基準について

事務局より資料説明

(委員) 第2条第2項の規定で、職員が役員を兼ねた場合は、職員としての給与のみで役員報酬は支給しないとあるが、役員報酬額が職員給与を上回った場合はどうするのか。職員給与と役員報酬を比較していずれが多いほうにするとしたほうが良いのではないか。

(事務局) 職員が役員を兼ねる場合は、理事長ではなく非常勤の理事を想定している。この場合の役員報酬より職員給与のほうが明らかに高いので、問題ないと考えている。

(委員) 名護市の職員が法人役員を兼ねる場合はどうなるか。

(事務局) 市職員が法人役員を兼ねるのは、地方独立行政法人法で禁止されているので、そういうことは起きない。

(委員長) 役員報酬等の支給基準についての評価委員会の意見としては、

相当であることとしてよいか。

(※全会一致で承認)

② 地方独立行政法人名護市行政事務機構令和7年度年度目標について
事務局より資料説明

(委員長) 法人の業務が始まってまだ1か月余りしか経っていないのに、次年度の目標を立てるのは本来難しいことだと思うが、法律でそういうことになっているので仕方がない。議会の議決が必要なのは年度目標だけなのか。事業計画も議会の議決が必要なのか。

(事務局) 年度目標だけである。

(委員) 委員長の発言のとおり、10月にスタートして間もない中で次年度も目標を立てることについては仕方がないことだと思う。現場の法人の皆さんにお聞きしたいのだが、10月から業務を始めてみてどういう感じか。

(法人) まだ1か月余りしか経っていないので、どこがどう改善されたというのを具体的に断言できないが、ただ、今まで職員が担っていた部分を実際にやってみて、改善に繋げていけるのではないかと感じる。

(委員) そういう感触を年度目標に反映させることはできないか。

(事務局) まだ業務が始まって間もない現時点での感触を根拠にして年度目標に反映させるのは難しいと思うが、法人の事業計画を策定する時期が2～3月頃になるので、その頃の状況を踏まえた事業計画にすることは可能であると思う。

(委員) まだ始まってばかりで次年度の見通しが立たないために、次年度の年度目標が今年度のものとはほぼ同じになってしまうのは、仕方がないことだと思うが、かといって、次年度の法人の事業計画の数値目標が今年度と同じものになるのは違うと思うので、そこはしっかり考えてほしい。

(法人) 次年度の事業計画を策定する頃には、実績の大体の見通しが立つと思うので、きちんと反映させた目標とするつもりである。

(委員) 情報セキュリティに関する事項があるが、これは肝になるところだと思う。もし、インシデントが発生したらこの制度、法人の存在意義が根幹から崩れてしまう。このようなことが絶対起きないように名護市と法人がしっかりと連携して取り組んでもらいたい。

(事務局) 委員のご意見のとおりしっかりと取り組んでいきたい。

(委員長) 令和7年度年度目標についての評価委員会の意見としては、

事務局案は適当であることとしてよいか。
(※全会一致で承認)

(2) その他

(事務局) 次回の評価委員会は、次年度の7～8月頃に今年度(令和6年度)の評価について意見を伺う予定である。